

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	神埼市 児童扶養手当システム 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神埼市は、児童扶養手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神埼市長

## 公表日

平成27年4月10日

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当の受給資格者の管理
②事務の概要	児童扶養手当は、父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)等に対して支給される手当である。 児童扶養手当の支給に際しては所得制限判定を行っており、所得の高い受給者については手当の一部支給、または支給停止等の支給制限を行っている。 また、継続して受給可能か確認する為に、毎年受給者から提出される現況届の情報を元に、年度毎に支給判定を行っている。
③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバー

### 2. 特定個人情報ファイル名

1. 受給者情報ファイル 2. 児童情報ファイル 3. 受給者所得情報ファイル 4. 配偶者義務者所得情報ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条 別表第一 37号

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 57号	

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署 市民福祉部福祉課社会福祉係

②所属長 福祉課長

### 6. 他の評価実施機関

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務企画部市長公室秘書広報係

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 市民福祉部福祉課社会福祉係

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

变更箇所